

## 平成24年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成24年9月27日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第14 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願について
- 日程第15 常任委員会委員の選任について
- 日程第16 議会運営委員会委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第7 認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第8 認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第9 認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算について
- 第14 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について

- 追加日程第2 議会議長の選挙について  
 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について  
 追加日程第4 議会副議長の選挙について  
 第15 常任委員会委員の選任について  
 第16 議会運営委員会委員の選任について  
 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について  
 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について  
 追加日程第7 議案第69号 本巣市監査委員の選任について  
 追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	五井淳人	議会書記	白田慶生

開議の宣告

議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（遠山利美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君。

文教福祉委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、文教福祉委員会から諸般の報告をいたします。

9月20日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、会計管理者、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件、協議案件2件について、市民環境部、健康福祉部、教育委員会の順で慎重に審査・協議を行いました。

付託案件認定第2号 平成23年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての審査では、国民健康保険税の予算額と調定額の差について、国民健康保険税の滞納状況、分納者数の状況について、診療施設の高齢者に対するサービスについてなど質疑がありました。

認定第3号 平成23年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査では、保険料滞納者に対する対応についての質疑がありました。

次に協議案件、議案第67号 平成24年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についての協議では、真正体育センター、糸貫老人福祉センターの施設整備について、学校給食センターにおける異物混入についての質疑がありました。

認定第1号 平成23年度本巣市一般会計歳入歳出決算についての協議では、児童手当、子ども手

当の返納金について、子ども手当から児童手当への制度切りかえによる事務処理の変更点について、生活保護の不正受給に対するチェックについて、障害者自立支援給付関係事業の流れについて、地域福祉協力員の委嘱数と活動状況について、災害時要援護者台帳について、敬老会について、本巢老人福祉センター、真正老人福祉センターの屋根改修工事について、給食費の滞納状況について、教育研究会の組織について、地域コミュニティ事業について、文化財保護事業の遺跡詳細分布調査の遺跡地図についての質疑がありました。

以上で報告を終わります。

議長（遠山利美君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、産業建設委員会からの報告をいたします。

9月21日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、会計管理者、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件、協議案件3件について、産業建設部、林政部、上下水道部の順に審査・協議をいたしました。

開会の挨拶の後、東海環状自動車道大垣インター並びに大垣西インター、大野神戸インター間の工事現場を視察いたしました。視察の後、会議を再開し、産業建設部、林政部関係の案件について協議をし、午後から上下水道部関係の案件について審査・協議をいたしました。

付託案件、認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についての審査では、水道管の耐震化についての質疑がありました。

認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告いたします。

水道管の耐震化について、糸貫地域がおくれている理由は何か、また今後どのように耐震化を進めていくのかという質問に対し、本巢地域、真正地域については下水道工事を行っており、その際に、水道管（上水管）の入れかえを進めてきたと。その結果、糸貫地域の耐震化率に差が生じている。今後、糸貫地域の耐震化率を上げるよう取り組んでいきたい旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で終わります。

議長（遠山利美君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

総務企画委員会から報告します。

9月24日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件、協議案件2件について、総務部、企画部の順で慎重に審査・協議をしました。

付託案件、議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、協議案件、議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についての審査・協議では、質疑はありませんでした。

協議案件、認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算についての審査では、市税不納欠損額の状況について、淡墨桜の里体験ツアー事業の実施状況について、定住・移住空き家現地調査事業の実施状況についての質疑がありました。

最後に、付託案件、請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願について、内容説明のため、本請願の紹介議員であります鶴飼議員及び総務部長、税務課長の出席を求め、審査をいたしました。

以上、御報告とさせていただきます。

議長（遠山利美君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第63号及び日程第4 議案第64号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第3、議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第63号及び議案第64号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査では、特に報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査では、特に報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（遠山利美君）

議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第63号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第64号 本巢市災害対策本部条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第5 議案第67号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第5、議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第6 議案第68号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第6、議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第68号 平成24年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第7 認定第1号（質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第7、認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

9点質問しますので、一括でやるよりは、3回の範囲で振り分けてやりますのでお願いします。まず、産業建設課関係で3点伺います。

1つは、説明資料の59ページに観光資源発掘事業というのがあります。

この事業概要を見ておると、従来までの観光の見直しを図るために、以下のことを実施したということで4項目、そして今後の観光の方向性、取り組みということで3項目、そして3つ目に市への提言という事業内容が書いてあります。こうした結果を受けて、今後の市としての観光行政の課題、あるいは取り組み、既に取り組んでおられる内容もあるとは思いますが、そういった状況はどうか、まずお伺いしたいと思います。

2つ目には、これも同じ説明資料の66ページに道路新設改良事業の目的というところに、緊急車両が侵入できない狭小な道路やということが、この狭小な道路ということが記載されています。23年度は、狭隘道路の整備に関する新たな方針が確立された年度であります。

そこで、この狭小な道路、あるいは狭隘道路の今の新たな制度をつくった中で、実際にどういう状況になってきているのか。本来の目的とする、あるいは目指す方向にうまく流れが進んでいるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

それと、3つ目には、73ページに橋梁の長寿命化計画がございます。これは、たしか1年前にもお伺いしたというふうに思っていますが、昨年もたしか計画は計画として、じゃあいつからの実施に移していくんだらうとかということを質問したと思いますが、余りはっきりしませんでした。改めて、この計画を受けて、計画はまだ完了はしていないとは思いますが、いずれにしてもそれも含めて、じゃあ今後の実施計画というのはどうなっていくのか、その点について伺います。

産業建設課関係については、その3つをお伺いします。

企画部関係では、1つは先ほど委員長報告にもございましたけれども、体験ツアーとか、あるいは空き家調査とか、定住促進のためのいろんな事業を企画部で取り組んでいます。

そこで、1つ気になりましたのは、企画部として企画をし、取り組むことについて云々するつもりはありませんけれども、ただ実際に定住しようと思ったときに、定住するためのいろんな条件がありますね。例えば、少なくとも家庭菜園ぐらいはやりたい、あるいはもっと大きく農業をやりたいという目的を持って定住をされるという場合もあると思うんですね。そういうことを考えたときに、企画部だけで物事が進められる問題ではないと思うんです。そういう意味で、他の部署とどう連携をとってやっていくのか、こうした問題について、その点についてのお考えをお伺いいたします。

次に、説明資料の9ページに、小水力発電のことが記載されています。

企画部関係の小水力発電については、23年度は設計委託料ということで、実施は今年度というこ

とになってまいりますけれども、この事業の目的の中に、市内に多くの河川、用水路等を有する本市の特性を生かし、エネルギーの地産地消モデルとなる小水力発電施設を設置し、再生可能エネルギーの普及促進を目的に実施するというふうに書いてあります。

産業建設部の関係で神海に設置したものは目的が若干異なっています。

そこで、今申し上げたようなモデルとして、どういうふうにこれを普及していくのか、その普及の対象というのは、単に市民なのか、じゃあ行政はこれについてどうなのか、そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目には、事業報告書の11ページに歳入の中の雑入がありますけれども、その中で、余り見たことのない項目がありましたのでお伺いいたしますが、職員給与費の戻し入れ金というのがございます。今まで見た記憶はありませんので、これはどういう事情があるのかということについてお伺いをいたします。とりあえず、その6点お願いします。

議長（遠山利美君）

初めに、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは最初に、観光資源発掘事業の関係でお答えをさせていただきます。

この事業は、ふるさと財団の補助を受けまして、観光協会にお願いして、本巢市の観光に対する提言をいただいたものでございまして、提言の中に、施設の見直し、あるいは観光菜園の見直し整備、それから体験ツアーの提言、あるいは観光マップの改善、特産品のブランド化等に対する提言をいただいておりますのでございまして、市といたしましてはこれを受けて、まず取り組めるものということで、観光PRということで、職員が樽見鉄道、JAF、JR大垣駅、養老鉄道、あるいは名古屋鉄道、クラブツーリズム、西日本旅行、JTBなどへ観光PRのため訪問をいたしております。それ以外に、JAFの関係でございますが、秋のドライブコースとして本巢市を取り上げてもらうように情報提供いたしました結果、現在JAFのホームページに掲載をいただいております。

そのほか、今後観光モニターツアー等、西美濃夢源回廊にて実行していく予定でございます。平成25年度につきましては、観光協会と協力をいたしまして、JRの駅、あるいは観光PRを実施していくことを検討しておりますし、平成26年度以降、26年度からは観光菜園の整備等に取り組んでいくことを今検討している段階でございますので、よろしくお伺いいたします。

それから2つ目の御質問の道路新設改良事業に関する狭隘道路のことでございますが、狭隘道路後退用地整備事業につきましては、平成23年度は確認申請が170件ほどございました。そのうち、21件が後退用地に該当するものでございまして、21件のうち3件がその無償貸与、あるいは寄附という形をとっておりますのでございますが、3件について無償貸借という形で対応をさせていただいております。

それから、3つ目の橋梁長寿命化修繕計画策定事業につきましては、平成22年度、23年度に41の橋につきまして調査をいたしました。平成24年度につきましては、41橋の点検結果をもとに、平成

24年8月24日に岐阜大学の先生等を委員とした岐阜県市町村橋梁長寿命化修繕計画検討委員会にて審議を行っていただいております。現在、審議の内容をもとに資料を作成しております。この作成に基づきまして、平成25年度から修繕計画を進めていく予定をしております。資料作成後は、本業市のホームページにても、この結果を公表したいと考えております。以上でございます。

議長（遠山利美君）

続きまして、企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

まず最初の1点目の移住・定住に対する考え方ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

移住・定住促進の施策といたしましては、23年度に議員から御質問ありましたように、田舎暮らしの体験ツアー、また移住・定住のための空き家調査等も実施をさせていただきました。

また、今年度につきましては、この体験ツアーに加えまして、住宅の取得、また家賃に対する補助事業も実施しております。

田舎暮らし体験ツアーの参加者におきましては、やはり就農ということもございますし、職業、また子育て、住宅環境といったこと、多岐にわたりまして移住に対する不安を抱いているということがございました。こういったこともございますので、関係課とも連携をしながら、こうしたことに対する今現在ある事業の、各課で持っている事業の内容を取りまとめるといったことをしながら、総合的な施策にできるよう進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の小水力発電に対する件でございますが、この小水力発電施設については、クリーンエネルギーのモデル事業ということで設置をさせていただきました。淡墨公園に設置することで、全国から訪れる多くの方々に広く市内外に再生可能エネルギーの普及促進を啓発するという効果を期待しながら行ったものでございます。

市の施策としての小水力発電の普及導入という点につきましては、先般、一般質問の中で市長も御説明させていただいたように、水利権の問題とか法的な手続等、また費用対効果などといった課題がございますので、こうしたことを念頭に置きながら解消がされてくるということであれば、電力の地産地消とか地域振興といった観点から、推進していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の職員給与費の戻し入れ金についてでございますけれども、これにつきましては、職員に支給している扶養手当の返納ということでの金額でございます。扶養手当につきましては、恒常的な所得が年額130万未満ということで見込まれている親族を扶養しているという職員に対して扶養手当を支給しているということでございます。扶養親族の年間の所得が結果として130万円を超えてしまった職員、また配偶者が育児休業をとっております、職場に復帰して、年額の所得が130万以上となる職員に対して、さかのぼって認定取り消しをさせていただいて、扶養手当を返納させていただいたというものでございます。

いずれにいたしましても、扶養手当を受けている職員が扶養の変更についても届け出が必要とい

ったことなどの扶養認定の要件をよく理解していなかったということがございましたので、その扶養手当の制度の内容につきまして、職員にパソコンのインフォメーション等を使って周知をさせていただいたところでございます。また、今後につきましては、毎年度扶養調査を実施するなどいたしまして、制度の周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

おおむね結構でありますけれども、2点だけ再質問をしたいと思います。

1つは、今言われた小水力発電について、いろんな課題があるということで、そうした課題が解消されれば推進をしていきたいというふうに言われました。けれども、先ほどちょっと読みましたように、ここには必ずしもそういうことが書いていないですね。市として、これを実施すること、これをモデルとしてやって、さらにこれを推進していくんだというふうに書いてあります。そうすると、解消されるのを待つのではなく、市として解消のための手だてを講じながら、努力をしながら推進できるような条件づくりをしていくということが大切だと思うんですが、その点についてのお考えを改めて伺いいたします。

もう1点は、狭隘道路の件でありますけれども、本来これはぜひ寄附をしていただいて、きちんと消防車等も通れるような道路にしたいということでやったわけありますけれども、聞いておりますと、なかなか思うように進んでいない。進んでいない中で、じゃあこれからどうするかということになったときに、本当に今のままの形でいいのかどうかということをもう一遍、1年やったその成果、あるいは結果を踏まえて改めて見直しといたしますか、再検討をすべき時期に来ているのではないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうかという2点を伺います。

あと、総務部関係で3点伺います。

1つは、不用額調書の2ページに緊急雇用創出事業がございまして、その賃金が2,000円から1,130円になったということが書いてあります。それは数字の問題はさておきまして、周辺市町村の状況を踏まえ、賃金の見直しをやったというふうに書いてありますけれども、もともと2,000円ということで組んだのが、ここまで大幅にダウンするというのは非常に奇異な感じがしましたので、この事情についてお伺いをいたしたいと思います。

2つ目には、説明資料の2ページに庁舎の統合計画策定事業が記載されています。

この統合計画、計画の策定事業というふうに銘打っておりますので、その成果、あるいは結果についてどうなのか伺います。

3つ目には、市民税のうち、個人市民税の現年度分の収納率は私が計算しますと98.4%だったというふうに思います。その中で、残りの滞納者のうち、分納している方はどのくらい見えるのかお伺いしたいと思います。以上です。

議長（遠山利美君）

初めに、企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、小水力発電につきまして、国のほうにおきましては、水利権の問題とか河川法の法的な手続等、見直しを進めていくということでございますので、そういった点につきましても注意深く研究していきたいというふうに思いますし、あと小水力発電の設備でございますけれども、近年、安い方法でできるといったようなこともいろんな資料を見ますと出ております。また、岐阜高専の中でもいろいろと研究されておるということでございますので、そういったことを含めて、普及できるような方法でできないかということで研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

狹隘道路の後退用地につきましては、道路が広がったことによります円滑な交通体系、あるいは防災や医療面におきましても効果が発揮される、地域の安全・安心の確保につながるものと考えておりますが、用地の分筆登記、あるいは後退用地の門等の除却費用等の個人負担が多く、道路用地の提供が得られないという部分がございます。

今後におきましては、個人負担を減らすなどの要綱の検討、あるいはその課題を検討していく必要があると考えておるところでございます。以上です。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

御質問ございました不用額調書の2ページにございます賃金のところでございます、一番上でございますが、この賃金につきましては、ここに表記しております周辺市町の状況を踏まえ、2,000円から1,130円へと見直しになるということで表記しておりますが、この表記につきまして、大変申しわけございません、適切な表記ではございませんでして、当初予算として2,000円を計上する段において、周辺市町村の状況を踏まえて計上したということでございまして、執行段階におきましては、市の要綱に基づき1,130円としたということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それから2点目の庁舎の統合計画策定事業でございますが、この事業につきましては、御承知のように平成16年度に合併して本巢市となりまして、間もなく10年を迎えようとしております。これまで分庁舎方式で行ってきましてきた庁舎のあり方につきまして、改めてこの分庁舎方式におけます課題を整理するとともに、今後予想される厳しい財政事情、こういった見通しと合わせまして、庁舎を統合した場合の施設規模ですとか費用、こういったものを算出しまして、今後の庁舎のあり方についての検討する場合の基礎資料ということで実施したものでございまして、御質問でございますが、成果でございますが、表記させていただいておりますけれども、真正、糸貫分庁舎内の組織、行政組織でございますが、これを本庁舎及びこの周辺施設にまとめた場合、必要となる職員、それから

設備が配置することができるかどうかということの確認、それからまとめた場合におけます改修費ですとか、今後の維持管理費、こういったものを算出したというものでございます。

それから3点目の分納者の数ということでお尋ねでございますが、現在、分納により納税されておられる方につきましては、約340名ほどということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1点だけ、改めて伺います。

今、総務部長から答弁いただいた3番目の分納者については、340人ということであります。

先ほど申し上げたように、収納率は、現年度分に限って言えば98.4%というふうに思いますが、この数年中に景気の低迷の中で、貧困化ということが常々問題になっています。課税所得金額が10万円から100万円、また100万円から200万円という、比較的所得の低い人の割合はどのくらいなのかなということをいろいろ調べてみますと、おおむね70%ぐらいがこのあたりに該当してくるというふうに思っています。

そうすると、こういった比較的所得の低い人の中で、どうしても払えないと、完納はできないということで、納税相談をやって分納をしている、そういうケースがふえてきているのではないかと、いうふうに思っています。そういうふうに、今の経済状況の中でいろいろ苦勞をしながらも、何とか分納の約束を頑張っている、そういった人たちに対して、これは一般質問で言いましたので1回だけで終わりますけれども、行政サービスについて、それでもやっぱり完納ではないから行政サービスについては制限を加えますよというやり方についてはいかがなものかというふうに思いますけれども、一般質問の絡みもありますので、副市長の御見解を改めてお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

副市長 青木君。

副市長（青木一也君）

市税滞納者の方への行政サービスのあり方についての御質問でございますが、一般質問でも御答弁差し上げましたとおり、市民生活に直結しております福祉や教育、あるいは生命・財産の安全を確保するための補助金等につきましては、たとえ分納ではなくて、滞納されておられる方々であっても、この完納要件の適用から除外をいたしまして、補助金等の交付サービスはしておるところであり、この市税完納要件の影響が最小限となるようには現行の制度でも一定の配慮をさせていただいているところでございまして、今おっしゃられましたように、市税につきまして、さまざまな事情によって分納制約をしていただいて納めていただいております方もおられるわけですが、ただ、あくまでも市税を滞納されているという状況には変わりはないということと、やはり厳しい経済情勢の中でも、家計状況の中でも、頑張ってきちんと納期までに納税しておられる方、納税義

務を誠実に履行しておられる方々がおられるもの事実でございますので、やはりその方々との比較均衡と申しますか、バランスを考慮すべきではないかということと、あと分納制約をしていただいて分納していただいている方々の中でも、どこかの時点でその制約を守れない状況になって納税が途絶えるといったような事例も中にはある中で、その分納されておられる方々が一定の制約を受けるといことはやむを得ないのではないかというふうに考えております。

また、今後地方交付税等も段階的な削減がされるという中で、市の財政状況も厳しくなっております。そうした中で、自己財源の確保というのは大変重要な課題でございます。市税の収納に当たりましては、税務課だけで取り組むのではなく、税務課を全庁的にほかの課もサポートをして収納を図っていくということが大変大切ではないかと思っておりますので、こうした意味からも補助金等の交付に当たって、市税の完納要件を設けさせていただいておるところでございます。

いずれにしましても、分納制約者まで一律に補助金等の交付を拡大するということは、今申し上げましたようなことでなかなか難しいとは思いますが、再度、その市税の完納要件の除外基準に照らし合わせて適用除外にできるものが拡大できるかどうかというところは一度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（遠山利美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

では、討論を行います。

23年度予算を審議した昨年3月議会において、一般会計予算に対する反対討論の中で、私は賛成すべき点もあるけれども、市民参加、市民協働を標榜しながらも、実際にはなかなかその保障がない。どこまで本気であろうかという心配もあるということを述べ、そのことが市政または予算の根幹にかかわるというふうに述べました。1年間の経過を見て、その思いをなかなか払拭できないというのが率直なところであります。

さらに、先ほど質疑で指摘しましたように、70%の人が所得金額200万円以下という状況があります。そうした中で、全額納税は無理だけれども、市役所と相談の上、分納を誠実に履行している人もいます。それなのに、完納していないということで行政サービスを制限するということについては、今、最終的にはできるか、できないかということを一遍考えてみるというお話でしたので、今後には期待はいたしますけれども、少なくとも23年度の決算ですので、そういう状況があるということは事実であります。今、やっぱり貧困化がこれだけ進んできている状況の中で、本当に市長が

言う元気で笑顔があふれるまちをつくっていかうというときには、そうした点にもきっちりと目を向けていく必要があると思います。

そういう点で、残念ながら、いろいろ疑問を感じざるを得ないというのが率直なところであり、今後の必要な見直しを図り、真に市民本位の市政運営に努められるよう求めつつ、反対討論としたいと思います。

議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言ありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけど、この23年度の一般会計予算というのは、ことしの3月までという事で、ずうっと3月まで執行されてきたわけです。

国の状況におきまして、今、民主党の政権が、例えば子ども手当から児童手当にかえるということとか、またエネルギー対策ということでエネルギー問題も、我々の小さな市町村でも小水力発電というようなことで取り組んでいかなきゃならんというようなこともあります。そのようなことで、結果的に市民のニーズも大変多いわけですけど、そういうことに的確に対応されてきておるかなと思っております。

ましてや東北の大震災が起きて1年半以上たつわけですけど、その東北の姿を見ておきまして、我々本巢市は本当に何て災害もなく、平穩無事に皆さんが暮らしていけるのかなと、そんなようなことを思い、そんなようなことで喜んでおるわけでありまして、本当にそのようなことで市長以下執行部がいろんなことで対応していただいております。また、そういう災害のないまちで23年度もあつたということもあり、現在もそうでありますけど、そんなようなことから、本当にこの本巢市はありがたいなあ。150億前後の一般会計で市を運営しておるわけですけど、そういう面では、いいふうに進んでおるなあ、前向きに進んでおるなあ、市民のために予算が使われておるなあということを実感しております。

そんなようなことから、賛成といたします。

議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第1号 平成23年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、

原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 8 認定第 2 号及び日程第 9 認定第 3 号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第 8、認定第 2 号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程第 9、認定第 3 号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第 2 号及び認定第 3 号につきましては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君。

文教福祉委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、文教福祉委員会から付託案件について報告を申し上げます。

認定第 2 号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果についてを報告いたします。

審査では、国民健康保険税の予算額と調定額の差は何かとの質問に対し、予算額は収入見込み額が計上してあり、調定額については滞納額を含めた全ての額が計上されている。このため、滞納分の収納率が低いことにより、予算額と調定額に約 3 億円という差が生じているとの回答がありました。

また、国民健康保険税の滞納状況と分納者の状況はとの質問に対し、全く納めていない滞納者と分納者との対応の違いはと聞かれまして、その質問に対しては 8 月末現在での滞納者数は 920 名であり、そのうち分納者は 153 名、先ほど 340 名という話があったんですが、153 名で、分納者については短期有効期間被保険者証を発行して対応しているとの回答がありました。

また、診療施設の利用は高齢者が圧倒的に多いが、高齢者が利用しやすくするためのサービスは何かとの質問に対し、現在、週 2 回時間を延長して、夜間診療を実施している。今後は、診療だけでなく、市民の方が少しでも利用しやすいような体制をとっていきたいとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第 3 号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

審査では、後期高齢者医療制度については、保険料を納めている者と未納者との差を設けずに、収納の努力をしていると思っているが、どうかとの質問に対し、未納者については、納付誓約をとる形で時効にならないように努めているとの回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（遠山利美君）

認定第 2 号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第3号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第4号から日程第13 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）  
議長（遠山利美君）

日程第10、認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから、日程第13、認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 安藤重夫君。

産業建設委員会委員長（安藤重夫君）

先ほどは、次のところへ踏み込みまして大変失礼いたしました。

それでは、認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告いたします。

水道管路の耐震化について、糸貫地域がおくれている理由は何かと、また今後どのように耐震化を進めていくかとの質問に対し、本巢地域、真正地域については、下水道工事を行っており、その際に管の入れかえを進めてきた。その結果、糸貫地域の耐震化率に差が生じている。今後、糸貫地域の耐震化率を上げていくよう取り組んでいきたいという旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、審査の結果と経過を報告いたします。

施設使用料の滞納者について、今後どのように対応していくのかとの質問に対し、電話、家庭訪問、文書等で滞納を勧奨するよう、ルールに従って対応していくとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定するものと決定をいたしました。

認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、審査をいたしました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（遠山利美君）

認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成23年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14 請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（遠山利美君）

日程第14、請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願についてを議題といたします。

請願第2号につきましては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願についての審査の経過と結果について報告いたします。

本請願につきましては、最初に紹介議員から請願趣旨についての詳細な説明を受けた後、総務部長及び税務課長からも所得税法第56条についての説明を受け、慎重に審査いたしました。

紹介議員への質疑については、現行制度である青色申告を行えば、この問題は解決するのではないかと質問に対し、申告制度は白色が原則であり、その例外として青色申告がある。このような状況の中、青色申告を選択した場合、複式簿記等になり、零細企業の事業主としては非常に負担になるとの回答がありました。青色申告に優遇制度を持たせることにより、事業を将来に向け、安定させることにもつながることから、今の青色申告制度は後継者育成に寄与してきた政策である。所得税法第56条を廃止することは、白色申告が優遇されることされることになり、逆行するような気

がするがどうかとの質問に対し、青色申告で他の部分を優遇するのはよいが、基本的な部分で働いたことを否定するようなことはおかしい。他の先進国は、このようなやり方はしていないとの回答がありました。

所得税法第56条を廃止することにより、誰がメリットを受け、デメリットを受けるかとの質問に対し、家族従業者が税の面でメリットを受け、デメリットを受ける者はないであろうと思われるとの回答がありました。

次に、総務部長及び税務課長に対する質疑については、市内で白色申告と青色申告はどちらが多いのかとの質問に対し、市全体では白色申告のほうが多くなっているとの回答がありました。

また、委員から制度を変えることには抵抗があり、今ある制度の中で、それぞれに合った申告方法を選択し、申告してもらうのがよいと思われるとの意見がありました。

当委員会では、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。以上です。

議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

私も、説明をしてほしいということで要請がありましたので出席をし、先ほど委員長から報告がありましたように、幾つかの点について考えを述べさせていただきました。委員長の触れられた部分もありますが、そうでない部分もありますので、少し申し上げたいと思います。

1つは、要するに所得税というのは本来的に個人単位だと、それが原則なのに、その例外として第56条があり、その56条の結果として、家族従業者については、要するに給与を経費として認めない、要するに働いたけれども、それは給与は受け取れないという結果になっています。人間は、働いたら、その労働に応じた給与を受け取るのは当たり前のことであります。他人のところで働けば給与をもらえるけれども、家族の中で働けば受けられないというのは、やっぱり働いたこと自体を否定するもので、おかしいんじゃないかということを申し上げました。

2つ目には、先ほど報告にありましたように、青色申告すればという話もありますが、申告の大原則は白であります。その上で、例外として青色申告があるということであり、いずれにしても、その申告の方法によって、働いた事実を否定するようなやり方はおかしいんじゃないかということを申し上げました。

3つ目には、この第56条の結果として、事業主に過重な課税がされる、あるいは家族労働者にさまざまな不利益が及んでいるということも申し上げました。そうした結果として国においても、前の自公政権のもとでも、今の民主党政権のもとでも、これについてはやっぱり研究していきたいということを財務大臣がそれぞれ答弁を国会でしているわけでありまして。そういったことを申し上げて、質疑にも応じたわけでありましてけれども、私が退席した後、そういった申し上げたような部分

について、どのような議論がなされたかということについてお伺いいたします。

議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

先ほど結果を申し上げましたとおり、制度を変えることには抵抗があり、今ある制度の中でそれぞれに合った申告方法を選択し、申告してもらうのがよいと思われるという全体的な意見でした。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

4点申し上げましたけれども、その個々について、それぞれじゃあどうなのかということについての論議はなかったということですか。

議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

全体をまとめて、今そうした個々の意見、全体的に考慮してそういう意見だったと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

よくわかりませんけれども、4つ具体的に申し上げたと思うんですけども、その個々について、それはおかしいとか、いろんな議論がなされたかどうかということだけをお伺いしているんで、そういった論議の結果、先ほど言われた結論になったのか、もう最初からその結論になったのか、お伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

今、鵜飼議員がそのときに出席していただいて、説明されたところ、まず1点目の所得税は個人が負担するもので、例外的が56条という、家族が認められないのはおかしいと、こうしたことの説明がありましたが、その中で、この56条ができた当時の趣旨、これは個人単位主義を徹底した場合に起こる家族間の所得分割による租税回避行為を防止するためということを皆さんは理解しておられますので、労働に対して家族が認められないのはおかしいという反面、また逆にその租税回避行為を防止するためにあるということ、その点については現行のとおりがいいかという、そういう判断であったかと思えます。

その次に、白色申告が原則で青は例外的なことということと、次の事業主に不利益になるから、

次の57条に配偶者に対しては86万、親族に対しては50万と、こういう制度があり、それについて、鵜飼議員からの説明の中で、保険の給付が下がる、また車や家のローンが組めないとかそういうこともありました。だけど、先ほど答えましたように、青色申告できちっと申告すれば、その収入は認められるわけですので、そうしてもらうのがいいと、そういう総合的な判断からこれを不採択と、こうなりました。

議長（遠山利美君）

ほかにありますか、質疑。

〔挙手する者あり〕

鏝本規之君。

2番（鏝本規之君）

今の説明の中で、青色申告にしてもらえれば、所得が経費といって免除されるというのかな、認められるというような回答だったんですけども、白であっても、仮に私の場合でも白でやっていたことがあるんですけども、女房の給料を給料としてちゃんと提示すれば、女房の給料としてちゃんと税金が賦課されるわけなんです。ですから、白であろうと、青であろうと、そういうことは別にして、家族であろうと何であろうと、雇用者、要するにお父さんが雇用者であるなら、その人が女房に対して幾らの給料を払っていますよということを言えば、また女房がこれだけの収入がありましたと申告すれば、それに対しての賦課がされるだけのことであって、青であろうと何であろうと、働いた対価に対するものは当然として支払うべきであるから、金額がどうのこうのということとは問題になることではないのではないかと思っておりますが、そういうようなことに対しての今委員長報告の中で、青色申告にすればという一語がありましたけれども、これは青であろうと白であろうと私は何らかかわりがないような気がするんですが、いかがですか。

議長（遠山利美君）

委員長 若原君。

総務企画委員会委員長（若原敏郎君）

今の所得税法第56条の廃止を求める請願について、この56条廃止ということについて審査をしたわけで、その所得の仕方をと聞かれましても、これをそのまま意見書を出すか出さないかというところを今協議しているわけで、今の質問でどうですかと言われても、私は個々の問題だと思うんですが……。

〔発言する者あり〕

いいですか。

議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。念のために申し上げますけど、本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願については、不採択とすることに決定しました。

議事の都合によりまして、暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前11時04分 再開

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法117条の規定により、除斥のため退場とすることとし、副議長と交代します。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

副議長（高橋勝美君）

ただいま遠山議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事の運営に御協力よろしくお願いいたします。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会議長辞職の許可について

副議長（高橋勝美君）

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願を朗読します。

平成24年9月27日、本巣市議会副議長様、本巣市議会議長 遠山利美。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるように願い出ます。以上です。

副議長（高橋勝美君）

お諮りします。遠山利美君の議長辞職を許可することに御異議がありませんか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、議長より一身上の都合によりということで辞職の願いが出されておりますけれども、議長は選挙によって選ばれたものであり、一身上の都合で議長を辞するという点においては、一身上の都合とは何をもって一身上の都合かの説明をしていただきたいと思います。

副議長（高橋勝美君）

議長は今議席にいないもんですからちょっと答弁できないんですが。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

本人がいないということであるとするなら、前の議会の中で、議長が退席する場合において、一身上の都合により退席をしますので、副議長とかわりますというふうに退席したときに、ある議員から、一身上の都合で退席とは何だというような意見が出たことがあるかと思っております。そういうことを含めて、一身上の都合とは何ぞやということは当然副議長のところに提示された以上、副議長も聞いておられるかと思っておりますので、副議長のほうからよろしくお願いします。

副議長（高橋勝美君）

私のほうへは一身上の都合ということだけで、ほかには聞いておりませんので、それで御回答したいと思います。

御異議がありますので、起立により採決したいと思います。

遠山利美君の議長辞職の許可についてでございますが、賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、遠山利美君の議会議長辞職の許可については許可することに決定しました。

遠山利美君の議会議長辞任の許可について終了いたしました。

遠山利美君の入場を許可します。

〔議長入場〕

遠山利美君に申し上げます。遠山利美君の議長辞職を許可することに決定しました。

遠山利美君は、登壇して御挨拶をお願いいたします。

17番（遠山利美君）

一言御挨拶申し上げます。

このたび、議長を辞職することになりまして、振り返ってみれば、去年の9月にちょうど1年になるわけでございますけれども、1年とは本当に早いなあということを今しみじみ感じております。その間、本当に議員の皆様方におかれましては、大変にいろんなことで、私の力不足で御迷惑かけたこともありますけれども、議会運営につきましている協力をいただきまして、少しでも市が一步前進したというふうに私は認識をしております。

いよいよ私たちの議員の任期もあと1年でございます。残された任期1年をしっかりとまた一議員として頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

副議長（高橋勝美君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議長の選挙を行いたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議会議長の選挙について

副議長（高橋勝美君）

これより追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条の第2項の規定により、立会人に議席番号13番 瀬川治男君、14番 後藤壽太郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票が18票、無効投票がゼロ票です。

有効投票中、後藤壽太郎君が11票、若原敏郎君が7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、後藤壽太郎君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開いてください。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました後藤壽太郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

後藤壽太郎君は登壇し、御挨拶をお願いします。

新議長（後藤壽太郎君）

ただいまは本巣市議会の議長にたくさんの方々の御推挙をいただきまして、議長に当選させていただきました。本当にありがとうございます。また、改めて重責を肩にひしひし感じておる次第であります。

私は、こういう人間ですので、ざっくばらんに本巣市の住民のために、また本巣市の議会のために、公平公正で皆さん方と一緒に努力し、そして御指導を仰ぎながら御協力をいただき、1年一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうか皆様方の御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。議長就任の挨拶並びに御礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（高橋勝美君）

これで私の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

新議長の後藤壽太郎君は、議長席へお願いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。  
議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時41分 再開

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に高橋勝美君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

議長（後藤壽太郎君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋勝美君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

それでは、書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（杉山昭彦君）

朗読します。

平成24年9月27日、本巢市議会議長様、本巢市議会副議長 高橋勝美。

辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるように願います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

お諮りします。高橋勝美君の副議長辞職を許可することに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、高橋勝美君の議会副議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会副議長辞職の許可についてが終了しましたので、高橋勝美君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

それでは、高橋勝美君に申し上げます。

高橋勝美君が副議長辞職を許可することは許可することに決定しました。

高橋勝美君、登壇し御挨拶をお願いします。

7番（高橋勝美君）

皆様の御協力と御支援をいただきまして、大役の副議長を無事1年間務めさせていただきました。これからも一議員として、本業市議会がますます活性化することを御祈念申し上げまして、私の簡単な御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議はありませんか。ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 議会副議長の選挙について

議長（後藤壽太郎君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条の第2項の規定により、立会人に議席番号15番 上谷政明君、16番 大西徳三郎君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、高田文一君が11票、黒田芳弘君が7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、高田文一君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました高田文一君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

高田文一君は登壇し、御挨拶をお願いします。

新副議長（高田文一君）

ただいまは、私高田に多数の御支持をいただきまして、まことにありがとうございます。

もとより、皆さん御存じのように私は凡人でございまして、全く背丈が高いたけが取り柄でございます。そんな私にもかかわらず御支持をいただきました。先ほど、全協でも資料がございましたように、地方自治法も改正され、世の中どんどん変わっていくのではないかと考えております。

そんなことを敏感に捉えながら、市民のために私たちの議会の使命を果たしていけないといけないというふうに、つくづくけさから考えております。そんなことで、微力ではございますけれども、後藤議長とともに進めていき、この任を務めていきたいと思っております。皆様方のますますの御指導と御協力をよろしく申し上げます。御挨拶と御礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議事の都合上、暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 2 時26分 再開

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 常任委員会委員の選任について

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

総務企画委員会に黒田芳弘君、高橋勝美君、安藤重夫君、瀬川治男君、そして私後藤、それに大西徳三郎君、以上6名を、文教福祉委員会に、舩渡洋子君、臼井悦子君、中村重光君、村瀬明義君、若原敏郎君、遠山利美君、以上6名を、産業建設委員会に、江崎達己君、鏑本規之君、高田文一君、道下和茂君、上谷政明君、鶴飼静雄君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はただいま御指名いたしましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室についてお使いをお願いいたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2 時28分 休憩

午後 2 時44分 再開

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君、副委員長 高橋勝美君、文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君、副委員長 臼井悦子君、産業建設委員会委員長 鶴飼静雄君、副委員長 江崎達己君、以上の

とおりであります。

日程第16 議会運営委員会委員の選任について

議長（後藤壽太郎君）

日程第16、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名させていただきます。

高田文一君、高橋勝美君、道下和茂君、瀬川治男君、遠山利美君、鵜飼静雄君、以上6名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時51分 再開

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

議会運営委員会は、委員長 道下和茂君、副委員長 高田文一君、以上のとおりであります。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後2時52分 休憩

午後2時53分 再開

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほど休憩中に、議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君、以上5名から一身上の都合により辞職願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、

直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について

議長（後藤壽太郎君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君の退場を求めます。

〔18番 鵜飼静雄君、12番 若原敏郎君、7番 高橋勝美君、3番 黒田芳弘君、1番 江崎達己君 退場〕

それでは、会議録署名議員である議席番号3番 黒田芳弘君が退場されましたので、議席番号5番 臼井悦子君を追加指名といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君、以上5名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、議会だよりの構成メンバーの方たちから、一身上の都合によりということで辞表が出されたという報告を受けましたけれども、一身上の都合により辞表を出した人が新たにまたその役職につくようなことはないと思っておりますが、もしそのようなことがあるとするなら、どういう事情かの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

この本巣市議会の慣例により、そのようになっておりますので、皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

慣例、慣例と言われますけれども、その慣例というものがどういうものを私も聞いたことがございません。ですので、慣例についてのことがどういう慣例になっておるのか、また議会ルールの中において、どのような形でそういうことがなされているのか。普通で言うなら、一身上の都合でやめた人間が、またその職につくということは本来はあり得ない。なぜなら、もしそのことをするとするなら、わざわざ辞表を出す必要はなかるうと思っておりますので、そういう人に対しては辞表を出す必要はなかるうということになるうかと思います。

辞表を出すということは、その職を辞すということですので、辞した後でまたすぐにその職につくということは、慣例がどうであれ、少しおかしいのではないかと思いますので、議長にお伺いをしたわけです。ですから、その慣例がどういう慣例なのかの御説明をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

選挙が終わりまして、既に3年がたっておりまして、今度4年目に入るところであります。そんな中で、2番 鏝本議員も3年経過し、その慣例の中で今までやってこられたことを十分御承知の上だと思っておりますので、このまま続けたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

最後ですよ。

2番（鏝本規之君）

慣例の中で私は物事をなしてきたつもりはありません。ルールの中において、この議会の運営に従って物事をなしてきたと思っております。ですから、過去においても、議長の発言が許可されない場合においては不同意であっても、そのことに従ってきたわけなんです。ですから、慣例に従って私が今までやってきたということに関しての議長の発言においては、これは抗議をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

慣例も一つのルールですので、この本巢市議会のルールとして扱っていただきたいということを思います。

それでは、3回が過ぎました。御異議がありましたので起立により採決を行います。

この辞職を認めることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔挙手する者あり〕

10番 中村君。

10番（中村重光君）

参考に申し上げますけどね、僕は鏝本議員が言われたことが正攻法だと思います。ただ、議事を進行していく中で、ここに次の議会だより編集委員のところ丸を打ってあるんで、そういう異議の御質問が出るということですから、今後については、その辺のところを十二分に御配慮していただいて、議長の御指示によって今後この辞職が成立した暁には、この委員を指名するという方向に今後改めていっていただきたいなあということで御要望をしておきます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、起立多数でありますので、議会だより編集特別委員会委員の辞任を許可することにいたします。したがって、議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君、以上5名の辞職の許可については、許可をすることに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員辞職の許可についてが終了しましたので、鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君の入場を許可します。

〔18番 鵜飼静雄君、12番 若原敏郎君、7番 高橋勝美君、3番 黒田芳弘君、1番 江崎達己君 入場〕

鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君に申し上げます。鵜飼静雄君、若原敏郎君、高橋勝美君、黒田芳弘君、江崎達己君の議会だより編集特別委員会委員辞職を許可することに決定をいたしました。

ただいま、議会だより編集特別委員会委員が欠けましたので、お諮りをいたします。

議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

議長（遠山利美君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名したいと思います。

高田文一君、村瀬明義君、大西徳三郎君、遠山利美君、鵜飼静雄君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

先ほど辞表のことについて議長にお伺いをいたしました。

その中で、辞表を出した人がまた同じ職につくようなことはないであろうということをお伺いしておりました。その中において、当然慣例に従ってというような御説明でございましたけれども、またあえてお聞きをいたします。

今、呼ばれた中で1名の方が辞表を出して、またすぐに議長の任命により指名がなされましたけれども、何をもってそのようにされたのかの御説明をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

先ほど、中村議員からも説明がありましたように、その点、議会運営について、多少議会運営委員会で考慮しながら進めていくべきことがあるかなということを思いますので、今回はこのまま進めさせていただきまして、この次から、その辺を改めるべきことは改め、また正道でいきたいなということを思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏝本規之君）

慣例に従いということでのようでございますけれども、基本的には今私が初めてこの議会だよりのメンバーを今議長のほうから報告を受けたわけなんです。受ける前に、私はそういうことがないよにということをお願いしたわけですが、同じ人が選ばれているということがありますので、今後ともそういうことのないようにお願いをしておきます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、先ほど申しました以上5名の方、先ほど異議がありましたので、起立により採決をいたします。この5名の方で御異議ございませんか。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。よって、編集特別委員会委員の選任については、この5名で決定といたします。

これより議会だよりの編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だよりの編集特別委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後3時06分 休憩

午後3時13分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だよりの編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定をいたしましたので御報告をいたします。

議会だよりの編集特別委員会は、委員長 鵜飼静雄君、副委員長 高田文一君、以上のとおりであります。

議事の都合上、暫時休憩をいたします。

午後3時14分 休憩

午後3時16分 再開

議長（後藤壽太郎君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。本日、監査委員 高田文一君より、市長に辞職願が提出され、承認された

ことにより、議会選出の監査委員が欠けました。よって、お手元に配付のとおり、議案第69号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議案第69号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

追加日程第7、議案第69号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村瀬明義君の退場を求めます。

〔11番 村瀬明義君 退場〕

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、ただいま追加されました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第69号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

本市の監査委員につきましては、議員から高田文一氏が選任されておりますが、高田文一氏から本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から村瀬明義氏を選任するため、地方自治法196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、提案理由は市長のほうから述べられましたけれども、お伺いをいたします。

私の知るところでは、市長が市長の在任中に、この村瀬明義君は監査委員に推薦をされ、否決をされたというふうに思っております。また、その方がどうして市長の在任中に同じ人を推薦としてなされたのかの説明を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、御質問ございましたのでお答えを申し上げたいと思います。

議員も御指摘のように、以前そういう事案があったことは理解しておりますけれども、また議員というのは、市民からは選ばれた議員でもございます。そういったことで、前回は選挙が終わりまして、また新たに選任もされてきておりまして、そういった意味でも、市民からの付託を受けた議員ということで、私は人格、それから識見とも十分この監査委員の任を担っていただける、そういう人材、人物であるというふうに確信をいたしましたので、今回追加提案をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

よくわかりました。

けれども、私がまだその当時は議員ではなかった時の話ですので、内容的のことはよく理解していませんけれども、多くの先輩議員の反対によってなされた人物であるというふうに理解しておるわけなんです。その人がまた新たにこのように選出、確かに選挙で当選をされてきたかと思うんですけれども、否決されたときも選挙で当選をされてきた人です。また、選んで採決を求めたのも選挙で選ばれてきた人たちだと思っております。そういう中において、今回、そのような中において、そんなに日にちもたっていないであろうと思う中において、どうして村瀬明義君をあえて指名したのか、いま一度お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

再度お答えを申し上げたいと思います。

今回、村瀬明義氏を選任するということでの提案をさせていただきました。これにつきましては、私どもも含めてそうですけれども、議会からの推薦もございまして、そういったことも含めまして今回推薦を受けたことにつきまして私なりに判断をさせていただき、人格、識見ともやはりいいと。そして、しっかりと監査委員の任に務めるということの確認をいたしまして、今回提案をさせていただいておるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第69号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定をいたします。

た。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

本巢市監査委員に村瀬明義君を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第69号 本巢市監査委員の選任について、本巢市監査委員に村瀬明義君を選任することについて同意することに決定をいたしました。

村瀬明義君の入場を許可します。

〔11番 村瀬明義君 入場〕

それでは、村瀬明義君に申し上げます。村瀬明義君が本巢市監査委員に選任をされました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後3時24分 休憩

午後3時26分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

本日、私はもとす広域連合議会議員の辞職をいたしました。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

議長（後藤壽太郎君）

追加日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、もとす広域連合議員に、江崎達己君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、江崎達己君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選をされた江崎達己君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

#### 閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回本巣市議会定例会を閉会といたします。25日にわたりまして、大変御協力ありがとうございました。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員